

私的非行に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 樣		基 準
1	放火、殺人、強盗、麻薬・覚醒剤等の所持又は使用 ① 放火又は殺人を犯した教職員 ② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員 ③ 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員	免職 免職 免職
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝 ① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員 ② 他人の財物を窃取した教職員 ③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職 免職 免職
3	暴行、傷害、器物損壊 ① 暴行を加え、又はけんかをしたことにより人に傷害を負わせた教職員 ② 暴行を加え、又はけんかをし、人に傷害を負わせるに至らなかった教職員 ③ 故意に他人の器物を損壊した教職員	免職、停職又は減給 減給又は戒告 減給又は戒告
4	賭博 ① 常習として賭博をした教職員 ② 賭博をした教職員	停職 減給又は戒告
5	酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員	減給又は戒告
6	条例違反 島根県青少年の健全な育成に関する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例などの条例に違反した教職員	免職、停職、減給又は戒告